

◆ ◆ 弔 慰 金 等 支 給 要 領 ◆ ◆

(目 的)

学生、正会員及びその配偶者ならびに学生の1親等の親族に弔慰のあったときは、この要領により弔慰金等を支給する。

また、学生の正課、課外活動及び通学中の事故の場合並びに学生の罹災に際し、この要領により見舞金を支払うものとする。

[弔慰金・見舞金の種類と額]

弔慰金・見舞金の種類と額は、次のとおり。

- 1 学生の死亡
弔慰金1万円と弔電及び花環又は生花
会葬する学部教員代表(3名以内)の旅費

- 2 正会員及びその配偶者並びに学生の1親等の親族の死亡
弔慰金1万円

- 3 学生の入院
引き続き7日以上入院は、見舞金を1万円とする。

- 4 学生の罹災
学生が居住する家屋が、風水害、地震、火災等の災害により本人が著しく被害を被った場合で会長が必要と認めたものは、見舞金を1万円とする。

- 5 その他特別の場合、会長がそのつど決める。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

この要領は、平成13年4月5日から施行する。

この要領は、平成14年4月5日から施行する。

この要領は、平成19年4月5日から施行する。

この要領は、平成24年4月5日から施行する。

この要領は、平成28年4月5日から施行する。